

とくしまアラートの発動基準について



本県において、感染拡大の傾向が見られる場合、対応する基準を明確にするため、「とくしまアラート」として、以下の区分を作成しました。なお、国から新たな基準が示された場合は、改定を検討します。

		感染観察		感染拡大注意		特定警戒	
		注意	強化	漸増	急増		
			ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ	ステージⅣ	
政府分科会におけるカテゴリ			感染者の散発的発生及び医療提供に特段の支障がない段階	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるため対応が必要な段階	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	
基本方針		早期発見・封じ込めで感染拡大防止を図る		必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	特措法第24条9項によるさらなる感染拡大防止を図る	国の特定都道府県の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する	
発動基準	新規報告者数(／週)	5人以上	10人以上	30人以上	100人以上	170人以上	
	直近1週間と先週1週間の比較	直近1週間が先週1週間より多い					
	感染経路不明割合(／週)	50%					
	医療提供体制の負荷	病床全体	—	—	最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上	最大確保病床の占有率 1/2以上	
		うち重症者病床	—	—	最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上	最大確保病床の占有率 1/2以上	
		療養者数	—	—	—	100人以上	
監視	PCR陽性率	—	—	—	—	10%	
解除の判断基準		発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断					
		ステージに関わらず講ずべき措置		「感染観察強化」に加え講ずべき措置		「感染拡大注意漸増」に加え講ずべき措置	
共通事項		「とくしまスマートライフ宣言！」(「新しい生活様式」の定着、「感染拡大予防ガイドライン」の実践)、「業界団体による「ガイドライン実践店」の認定」の普及促進					
事業者		基本的な感染予防の徹底(3密回避等) ・ガイドラインを適宜見直し、遵守を徹底。遵守が不十分な場合の休業要請も考慮 ・テレワーク等の推進		・COCOA及び「とくしまコロナお知らせシステム」の更なる周知及び普及促進の更なる強化 ・リスクの高い場所への積極的な介入・指導の継続強化(検査の強い要請など、クラスターが発生した店舗等への対策強化) ・テレワーク等の更なる推進		・ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の休業要請等 ・イベント開催の見直し ・人が集中する観光地の施設等における入場制限等 ・接触確認アプリの導入をイベントや企画旅行等の実施に当たって要件化 ・飲食店における人数制限	
個人		基本的な感染予防の徹底(3密回避等) ・3密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底に向けた注意喚起 ⇒感染者の多い「若年層」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた効果的な情報発信 感染拡大防止の主役として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることにつながるといメッセージ ・COCOA及び「とくしまコロナお知らせシステム」の普及促進		ターゲット毎に適切なメディアを通した分かりやすいメッセージの発信 ・重症化しやすい人(高齢者など):3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨 ・中年:職場での感染予防徹底、宴会等における注意喚起 ・若者:クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等における注意喚起 ・医療従事者・介護労働者:リスクの高い場所に行かない		・夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の要請 ・飲食店における人数制限 ・若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底	
国・県		○集団感染(クラスター)の早期封じ込め ・徹底した院内・施設内などの集団感染の未然防止と早期検知 ・陽性者の入院等の迅速な対応 ・接触者の調査と合理的な対応 ・クラブ等の接待を伴う飲食店などクラスターの発生した周辺地域・関連業種での迅速な実態把握と対策の促進 ⇒場合により様々な積極的介入方策(営業時間短縮や休業の要請等)を検討 ○保健所の業務支援と医療体制の強化 ・人材や物資(PPEなど)の確保 ・効率的な業務執行への支援 ・宿泊療養施設、入院患者受入病床の拡充 ○水際対策の適切な実施 ○人権への配慮、社会課題への対応等 ○対策を実効性のあるものとしていくための制度的仕組みや効率的な財源の活用について検討		○保健所の業務支援 ・クラスター対策の重点化・効率化 ・保健所への人材の派遣・広域調整 ・保健所負担の更なる軽減 ○医療提供体制及び公衆衛生体制の整備 ・病床、宿泊療養施設の追加確保(公共施設の活用など一段進んだ取組) ・重症病床をはじめ医療提供体制に関する各種データの積極的公開 ・無症候者、症状別の感染者数の公表 ・臨時の医療施設の準備 ・都道府県域を超えた患者受入れ調整(広域搬送) ・検査時にウイルス量が多い場合や高齢者等の重症化するリスクが高い方を優先的に入院 ・感染が広がっている特定の地域については、医療機関や高齢者施設等において速やかに必要な検査を実施 ・感染が拡大している特定の地域に属する者や関連する集団を対象とした検査を実施 ○水際対策 ・水際対策の適切な実施を継続		○医療提供体制及び公衆衛生体制の整備 検査時にウイルス量が多い場合や高齢者等の重症化するリスクが高い方を優先的に入院(自宅療養の対象となる者の明確化を通じ、宿泊療養により難しい場合における、軽症・無症状者で重症化リスクの低い方への自宅療養の適切な実施)	
県立学校		(共通スタンス)個々具体のケースや感染状況に応じ、国からの通知(※2)を踏まえるとともに、「県対策本部会議」の論議や要請等に基づき、「学校でクラスターを発生させない」との方針のもと、適切に判断(※3)				生活圏での感染があれば臨時休業等も検討し、適切に判断	
その他の重要事項		○合理的な感染症対策のための迅速なリスク評価 リスク評価に基づき、効果的なリソースの配分を行い、優先順位をつけて対策を迅速に実施		リスクコミュニケーションの観点から、県民に説得力のある状況分析とともに、現場における対話の積み重ねや分かりやすく明確なメッセージの発信		行動変容に対する県民の理解を得るための積極的なリスクコミュニケーションの実施	

※1 各ステージへの移行の判断や措置の実施の要否については、一つひとつの指標をもって機械的に判断するのではなく、上記の指標、クラスターの発生状況等を総合的に判断して、感染の状況に応じ積極的かつ機動的に対策を講じていく。
 ※2 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」参照 ※3 学校内で感染が発生した場合には、当該校は直ちに臨時休業を実施